

議案第 87 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改める。

第 13 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「法附則第 6 条第 1 項に規定する退職被保険者及び同条第 2 項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る」を削り、「、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3」を「から第 32 条の 3 まで」に改め、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民

健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「国民健康保険保険給付費等交付金（」及び「をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条第2項及び第4項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第16条（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条を次のように改める。

（基礎賦課額の最高限度額）

第17条 第14条及び前条の基礎賦課額は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

第18条第1項第1号中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同項第2号中「一般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に改め、「一般被保険者に係る保険料の」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第19条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「、一般被保険者に係る」を「、」に、「、第32条の2及び第32条の3」を「から第32条の3まで」に改め、同条第1号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険

の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第20条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条第2項及び第3項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第21条を次のように改める。

## 第21条 削除

第22条（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第23条を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額）

第23条 第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額は、政令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

第24条第1項第1号中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同項第2号中「一般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に改め、「一般被保険者に係る保険料の」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第25条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第31条第1項及び第2項中「から第16条まで」を「及び第16条」に、「及び第20条から第22条まで」を「並びに第20条及び第22条」に、「又は次条」を「、次条」に改め、「定める介護納付金賦課額」の次に「、第32条の2第1項及び第2項に定める基礎賦課額の被保険者均等割額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額又は第32条の3第1項及び第2項に定める基礎賦課額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項

及び第 2 項に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項に定める介護納付金賦課額」を加える。

第 3 2 条第 1 項中「から第 1 6 条まで」を「及び第 1 6 条」に改め、同条第 2 項中「から第 1 6 条」を「及び第 1 6 条」に、「から第 2 2 条」を「及び第 2 2 条」に改め、同条第 3 項中「から第 1 6 条まで」を「及び第 1 6 条」に改める。

第 3 2 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「から第 1 6 条まで」を「及び第 1 6 条」に改め、同条第 3 項中「から第 1 6 条」を「及び第 1 6 条」に、「から第 2 2 条」を「及び第 2 2 条」に改め、同条第 4 項中「から第 1 6 条まで」を「及び第 1 6 条」に改める。

第 3 2 条の 5 中「、第 1 5 条第 2 項」及び「、第 2 1 条第 2 項」を削る。

附則第 2 項中「、第 1 5 条第 2 項」及び「、第 2 1 条第 2 項」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「、第 1 5 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第 2 項に規定する先順位者である場合にあっては年齢 1 6 歳未満の控除対象者の数に 3 3 万円を乗じて得た額及び年齢 1 6 歳以上 1 9 歳未満の控除対象者の数に 1 2 万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第 6 項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被

保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。) 」と」を削り、「特例対象被保険者である」を「特例対象被保険者等である」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

国民健康保険法の一部改正により、退職被保険者等の経過措置に係る規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。